仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十四号）新旧対照表

現　行	改正後
（職員）	（職員）
第四条　放課後児童健全育成事業を行う者（次条及び第六条第一項において「放課後児童健全育成事業者」という。）は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。	第四条　［略］
2　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、そのうち一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。	2　［略］
3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したもの（次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日（当該日が二以上あるときは、最も遅い日）から二十四月（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって従事しない月があるときは、二十四月にその月数を加えた月数）を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。	3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したもの（次の各号のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日（当該日が二以上あるときは、最も遅い日）から二十四月（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって従事しない月があるときは、二十四月にその月数を加えた月数）を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。
一　保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十四条第二項第二号において「なお効力を有する旧国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者	一　保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十四条第二項第二号において「なお効力を有する旧国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者
二　社会福祉士の資格を有する者	二　社会福祉士の資格を有する者
［新設］	**二の二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八第一項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者**
三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの	三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
［新設］	**三の二　次のいずれかに該当する者であって、一年以上児童福祉事業に従事したもの** **イ　学校教育法による大学を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）** **ロ　学校教育法による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者** **ハ　学校教育法による大学院を卒業した者** **ニ　外国の大学を卒業した者**

四　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者 五　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下この項において「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの学科又はこれらに相当する課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 六　学校教育法による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 七　学校教育法による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八　外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 九　高等学校卒業者等であって、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者のうち、市長が適当と認めたもの 十　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの	四　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者 五　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下この項において「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（これらの学科又はこれらに相当する課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） 六　学校教育法による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 七　学校教育法による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八　外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 九　高等学校卒業者等であって、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者のうち、市長が適当と認めたもの 十　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
4　第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。	4　［略］
5　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	5　［略］

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。